

## 「青森県都市計画マスタープラン基本方針(案)」に対して意見表明

～ 県を通じた地震保険や火災保険（水災や雪災の補償）の普及を要請 ～

日本損害保険協会東北支部青森損保会（会長：立田 哲也・株式会社損害保険ジャパン、青森支店長）は、2026年6月8日付で青森県から公表された「青森県都市計画マスタープラン基本方針(案)」に係るパブリック・コメントに対し、意見表明を行いました。

### <パブリック・コメントの概要>

青森県及び県内市町村の開発・土地利用の動向や、人口・産業の見通しなどを踏まえ、おおむね20年後を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市づくりの方向性や、具体的な都市計画の運用・活用を考え方を明らかにするために作成するもの。

### <意見の概要>

項目ページ	意見・提案の内容
P5 第2部青森県都市計画基本方針	②激甚化・頻発化する自然災害について、具体的な取組みとして、「水害・土砂災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水の加速や、住宅・建築物の耐震化の強化、デジタル技術の活用等による道路除排雪の一層の効率化・省力化等、国土強靱化に向けた多方面にわたる取組」との記載がある。 どれも重要であるが、同案P15記載のとおり、地震や噴火、水災、雪災に備える必要がある。 そのため、地震保険や火災保険（水災や雪災の補償）の普及も重要と考えており、保険の普及促進について追記を検討いただきたい。
P34 第5章 都市づくりの方針 2. 安心して住み続けられる都市づくり	（1）激甚化・頻発化する災害への対応について、3点記載がされている。 いずれも重要な対応であり、賛同するが、上記意見のとおり、激甚化・頻発化する災害への対応について、地震や噴火、水災、雪災に備える必要があると考える。 そのため、地震保険や火災保険（水災や雪災の補償）の普及について追記を検討いただきたい。 なお、青森県地域防災計画には、「保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。」旨記載がある。

東北支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。